

2025 年 7 月 7 日
京都府立大学公共政策学部
学部長 服部 敬子
(公印省略)

教員の公募について

京都府立大学では、下記の要領で社会科学部（2026 年 4 月より公共政策学部から名称変更予定）公共政策学科の専任教員（専門分野「法学（労働法）」）を公募します。研究者の皆様のお応募をお待ちします。なお、適任の方をご存じの場合には、その方にお伝えいただければ幸いです。

記

社会科学部（現・公共政策学部）公共政策学科 教員採用 公募要領

1. 職名：准教授または講師
2. 勤務形態：常勤
3. 人員：1 名
4. 専門分野：法学（労働法）
5. 担当授業科目
 - 1) 学部については、2 単位の 4 つの講義科目（「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「労働法政策」「現代社会と法」など）の他、演習も担当できること。
 - 2) 大学院についても、労働法分野の特講および演習を担当できることが望ましい。
6. 選考方針

社会科学部への名称変更に伴い、新・公共政策学科では、社会科学の諸分野の知見に基づいて公共的問題を発見・解決するため公共政策のあり方について教育研究を行い、身につけた専門性と学際性を活かして多角的かつ論理的に物事を考え行動し地域・社会に貢献できる人材の養成を目指しています。

そのため、労働法の授業科目を担当できることはもとより、このような教育理念を踏まえ、地域における政策課題の発見・解決に関心があり、大学による地域貢献活動に意欲の

ある人材を確保したいと考えています。また、本学部では男女共同参画の実現を目指した人材採用の方向性を重視していく方針です。

その他の条件は以下の通りです。

- 1) 当該専門分野において、博士の学位をもつ、またはそれに準ずる該博な知識と研究業績を有すること。
- 2) 京都府立大学社会科学部ならびに公共政策学科の理念と目標を理解し、教育、研究、大学運営、教育・研究成果の地域社会への還元等に対して積極的に取り組む意欲を有すること。
- 3) 教育研究および大学運営等に係わる職務を遂行するのに十分な日本語能力を有すること。
- 4) 本学への通勤可能な地域に居住できること。
- 5) 外部資金の獲得に取り組む意欲を有すること。

7. 待遇：

(職名) 准教授・講師

(給与) 京都府立公立大学法人教職員給与規定による

(労働時間) 38 時間 45 分/週

(休日) 土日祝日・年末年始

(雇用期間) 定めなし 定年 65 歳

(保険等) 公立学校共済 雇用保険

8. 応募期限： 2025 年 8 月 29 日（金）午後 5 時まで

9. 着任時期： 2026 年 4 月 1 日

10. 応募書類：以下の事項を日本語で記載して、JREC-IN サイトを通じた Web 応募にてご送付下さい（送信できるファイルは1つですので、複数のファイルを統合・圧縮したアーカイブ・ファイルにて送付して下さい）。

- ① 履歴書（別紙様式 1 教育歴のある場合は、担当科目名を明記すること。）
- ② 研究業績書（別紙様式 2 著書、論文、学会発表、その他について、それぞれ通し番号を付した一覧とし、論文については査読の有無を明記すること。科研費等の外部資金があれば、その獲得状況も付記すること。）
- ③ 現在までの研究概要（A4 版、1600 字程度。研究業績一覧の番号を引用して下さい。）
- ④ 主な研究業績（3 点）の現物、コピー、または PDF ファイル（ウェブサイトオープン・アクセスとなっている場合は、そのリンクを②に記載することで可）
- ⑤ 今後の教育・研究についての抱負（A4 版、1200 字程度）

* 別紙様式 1・2 は、本学所定のものを JREC-IN サイトよりダウンロードできます。

* ④「主な研究業績（3 点）の現物、コピー、または PDF ファイル」について、PDF 化が困難などの理由で、送信するアーカイブ・ファイルへの統合が難しければ、別途郵送していただいて構いません。

送付先：〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町 1-5

京都府立大学 公共政策学部長 宛

封筒の表に「公共政策学部 法学（労働法） 教員公募」と朱書きし、応募期限内に書留にてご送付ください。

* 郵送された著書等は原則として返却いたしません。なお、返却希望の場合には、返信用封筒に返送先を明記の上、返信用切手を貼付願います。

11. 選考方法：最終選考段階で、面接等を行います（模擬講義をお願いする場合があります）。面接等を行う場合の旅費については、自己負担でお願いすることになります。

12. 問い合わせ先：京都府立大学 公共政策学部 公共政策学科

下村 誠 宛 e-mail: m_shimomura@kpu.ac.jp

* お問い合わせ・連絡は、上記担当者宛、e-mail でお願いします。それ以外の方法では、お答えできません。